

保護者の皆様へ

市立札幌旭丘高等学校 校長 相沢 克明

北海道公立高校生等奨学給付金の申請について (お知らせ)

- ◎ 「奨学給付金」は、返還する必要のない「給付金」です。
- ◎ 授業料が実質無償となる「就学支援金」とは異なる制度です。
- ◎ 「奨学給付金」の給付対象の方は、別途申請手続きが必要となります。
申請書類をお渡ししますので、**8月4日(金)までに事務室へお越しください。**
※1年次で早期給付をご希望される方は提出期限が近いためお早めにお越しください。
※夏季休暇のため、直接来られない場合は郵送しますのでご連絡ください。

1 給付対象 (以下の条件に該当する方が給付の対象です。)

- ・令和5年(2023年)7月1日現在、高校在学期間が1～4年までの生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護受給世帯のうち「生業扶助」が措置されている世帯。
- ・生徒が高等学校等就学支援金・学び直し支援金の支給対象であること。

2 給付金額について

生活保護法による生業扶助受給世帯	32,300円
市町村民税等所得割額が非課税で第1子の高校生等がいる世帯	117,100円
市町村民税等所得割額が非課税で15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯	143,700円

3 申請方法について

- ・申請書類をお渡ししますので、**8月4日(金)までに事務室へお越しください。**
- ・申請書等を記入し、必要に応じて添付書類とともに**8月18日(金)までに提出**ください。
- ・「新入生への早期支給の制度」について

入学時の費用等で特に負担の大きい新入生に対し、早期支給の制度があります。

(11月下旬までに支給予定。)この制度を利用する場合は、保護者(親権者)等全員分の収入関係書類を添付し、**7月27日(木)まで**にご提出ください。

早期給付を希望しない場合は、上記と同様、8月18日(金)の提出期限で、原則、添付書類の提出を省略することができます。

4 支給について

- ・審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ・支給は、令和5年(2023年)12月下旬までを予定していますが、前後する場合があります。

<<家計急変世帯を対象とした奨学給付金制度について>>

- ・家計急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当であると認められる場合、奨学給付金の支給対象となります。
- ・**申請を希望される方は、状況を確認するため、必ず事務室までお電話ください。**
- ・7月1日以前に家計急変した場合の申請書類提出期限は、上記期日と同じです(早期支給制度も同様です。)が、7月2日以降に家計急変した場合については、**締切日以降も随時申請することができますので、至急ご連絡ください。**
- ・生活保護世帯は、家計急変の給付金ではなく、従来の奨学給付金に申請してください。